



## 報道発表資料

報道関係者各位

令和6年12月11日（水）

【照会先】

山形労働局労働基準部賃金室

賃金室長 門脇 英子

賃金係 丹野 息吹

電話 023 - 624 - 8224

# 山形県特定(産業別)最低賃金が改正

— 12月25日から効力が発生 —

山形労働局（局長：小林<sup>こばやし</sup> 学<sup>まなぶ</sup>）は、山形県最低賃金（時間額：955円）を上回る額で設定される4つの山形県特定（産業別）最低賃金について、10月24日の山形地方最低賃金審議会（会長：村山<sup>むらやま</sup> 永<sup>ひさし</sup>）の答申を受け、11月22日付けの官報に公示しました。

効力発生日は本年12月25日となります。同日から山形県内の4つの産業で事業を営む使用者（約1,540事業場）及びその産業の労働者（約28,300人）に、改正後の山形県特定（産業別）最低賃金が適用されます。（改正金額は、別添参照）

特に、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」は、現行、時間額945円であるため、本年10月19日から山形県最低賃金（時間額955円）が適用されておりますが、本年12月25日からは改正時間額996円が適用されることとなりますのでご留意ください。

（参考資料）

参考1 山形県の最低賃金リーフレット

参考2 特定最低賃金について